公立大学法人大阪大阪公立大学との包括連携協定の締結

２０２２年９月８日
関西電力株式会社

当社は、公立大学法人大阪大阪公立大学（以下、大阪公立大学）と、カーボンニュートラルの推進等に関する包括連携協定（以下、本協定）を、本日締結しました。

本協定は、大阪公立大学の各キャンパスにおけるカーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーマネジメントや再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利活用等の検討を進めるため、大阪公立大学及び当社が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について、緊密に連携し協力することで、社会的責務を果たすことを目的としています。今後、目的を達成するため次の事項について連携し、協力していきます。

（１）大阪公立大学のキャンパス等における、カーボンニュートラルの推進に関する事項
（２）その他、相互に連携協力を行うことが必要と認められる事項

当社は、「関西電力グループ中期経営計画（２０２１－２０２５）」で掲げた「サービス・プロバイダー」への転換に取り組んでおり、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題と向き合うことで、お客さまに新たな価値を提供し続ける企業グループに生まれ変わることを目指しています。引き続き、全国のお客さまや社会の幅広い課題の解決に貢献してまいります。

以　上

別　紙：包括連携協定書

大阪公立大学と関西電力株式会社との
カーボンニュートラルの推進等に関する包括連携協定書

大阪公立大学（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲のキャンパスにおけるカーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーマネジメントや再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利活用等の検討を進めるため、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について、緊密に連携し協力することで、社会的責務を果たすことを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）甲のキャンパス等における、カーボンニュートラルの推進に関する事項

（２）前号に掲げるもののほか、相互に連携協力を行うことが必要と認められる事項

（個別の協議）

第３条　甲及び乙は、前条に掲げる個別の事項について、協働して推進することを合意した場合、その具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間及び中途解約）

第４条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から 2023 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに、甲及び乙のいずれも本協定を終了する旨の書面による意思表示を行わなかった場合は、有効期間満了日の翌日から起算して更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の１か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の見直し）

第５条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙は協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義等の決定）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

２０２２年　9月　8日

甲　大阪府大阪市阿倍野区旭町１丁目２番７号
大阪公立大学
学長　　辰巳砂　昌弘

乙　大阪府大阪市北区中之島３丁目６番１６号
関西電力株式会社　ソリューション本部
ソリューション本部長　　松村　幹雄